

東京環状道路有識者委員会 設立趣旨（案）

道路事業の円滑な進捗を図るためには、道路計画の初期段階（構想段階）において、市民や地元自治体等の意向を十分に把握し計画に反映することが重要である。このため、国土交通省では、今後の幹線道路事業の構想段階における計画決定プロセスやP Iの内容等についての提言を頂くことを目的とした、学識経験者からなる「道路計画合意形成研究会」を設置し、平成13年10月に提言を頂いた。この提言の中で、構想段階における合意形成を図る手続き（P Iプロセス）を、時間管理も含め導入することが必要であり、このP Iプロセスにおける透明性、客観性、公正さを保つための第三者機関の設置が位置付けられた。

一方、東京外かく環状道路の関越道から東名高速間については、昭和41年に高架構造で都市計画決定されたが、地域住民の反対運動などが起こり、昭和45年に当時の建設大臣が国会の場で「地元と話しうる条件の整うまでは強行すべきではない」旨の発言をし、それ以降、計画が進展していない状況であった。

しかしながら、平成11年10月の東京都知事の現地視察を契機に、地元住民団体との話し合いが開始され、平成13年1月には国土交通大臣が担当大臣としては33年ぶりに外環計画予定地を視察した。また、4月には「計画のたたき台」を公表し、その後、地元説明会などが行われてきたところであり、今後、外環計画については、幅広く多くの方々から意見を伺いながら、外環の必要性も含めて原点から議論を進めていくこととしているところである。

このような背景のもと、国土交通省関東地方整備局と東京都都市計画局は、上記提言の趣旨を踏まえ、東京外かく環状道路（関越道から東名高速）計画において、P Iプロセスの時間管理を念頭に置きつつ、手続きの透明性、客観性、公正さを確保するため、公正中立な立場から、P Iプロセスについて審議、評価、助言していただくことを目的として、本委員会を設立する。

東京環状道路有識者委員会規約（案）

（設置）

第1条 東京環状道路有識者委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局と東京都都市計画局が共同して設置する。

（目的）

第2条 委員会は、東京外かく環状道路（以下「外環」という）の関越道から東名高速間の計画において、P Iプロセス*の時間管理を念頭に置きつつ、手続きの透明性、客観性、公正さを確保するため、公正中立な立場から、P Iプロセスについて審議、評価、助言する。

（所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1）P I手法や進め方について検討、評価
- （2）必要に応じ、市民等の意見を把握、整理、分析
- （3）外環計画の必要性（効果と影響）及び内容について審議
- （4）基本計画策定に当たり配慮すべき事項、方向性に関する助言、報告
- （5）その他必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

- 2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

（第三者性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正中立な立場から特定の行政機関および特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、委員会の所掌事項が終了するまでとする。

P I（パブリック・インボルブメント）プロセス*：道路計画合意形成研究会（平成13年10月）の提言の中で示されたもので、「周知」「意見把握」「公表」「審議」「報告」のステップから構成される。

（パブリック・インボルブメント=市民参画：原義は市民等を積極的に関与させる意）

(委員長)

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。

2 委員長が職務を遂行出来ない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員会は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第10条 委員会の公開については、委員会の議を経て別途定めるものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部計画調整課及び川崎国道工事事務所調査第一課並びに東京都都市計画局外かく環状道路担当に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。

また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成13年12月6日から施行する。

東京環状道路有識者委員会 名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
委員長	御厨 貴	政策研究大学院大学教授
委員	石田 東生	筑波大学社会工学系教授
	越澤 明	北海道大学大学院工学研究科教授
	中条 潮	慶應義塾大学商学部教授
	森田 恒幸	国立環境研究所 社会環境システム研究領域領域長

(五十音順)